

保険薬局部会ニュース

令和5年11月10日 広島県薬剤師会保険薬局部会

オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼

及び疑義解釈資料について（その60）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より日本薬剤師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般の連絡は、インフルエンザ感染症の全国的な流行に伴いオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの需要が増加している一方、製造販売業者からの限定出荷が生じていることから、過剰な発注を控え当面の必要量に見合う量の購入や、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足した場合の対応（5歳以上で吸入薬の使用が可能な患者への吸入薬の使用や、必要に応じて脱カプセル等の調剤上の取組について考慮すること）等への協力を依頼するものです。

また、これに関連して、厚生労働省保険局医療課より、調剤上の取組みに関連した保険上の疑義解釈が追加で示されました。

加えて、中外製薬株式会社より、タミフル®ドライシロップ3%の限定出荷に係る案内と、タミフル®カプセル75を脱カプセルして調剤する場合の体重別用量早見表が公開されていますので、お知らせいたします。

（令和5年11月8日 事務連絡「オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼」厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 通知より抜粋）

記

1. オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

2. 医療機関においては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、吸入薬の処方を検討いただきたいこと。

3. 医療機関及び薬局においては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。

4. 薬局においては、処方されたオセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により、可能な限り患者への供給ができるよう調整をしていただきたいこと。

（令和5年11月8日 事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その60）」厚生労働省保険局医療課 通知より抜粋）

調剤報酬点数表関係

【自家製剤加算】

問1 インフルエンザが流行している状況下で、オセルタミビルリン酸塩のドライシロップ製剤の供給が限定されているため、保険薬局において同製剤が不足し、処方への対応が困難な際に、薬剤師が、処方医と相談の上、カプセル剤を脱カプセルし、賦形剤を加えるなどして調剤した場合、自家製剤加算を算定できるのか。

（答）「オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和5年11月8日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）の記の3において、「医療機関及び薬局においては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。」とされているなか、やむをえず当該対応を実施した場合には、自家製剤加算を算定して差し支えない。なお、このような場合には、レセプトの摘要欄に「オセルタミビルリン酸塩ドライシロップ製剤の不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。また、この場合の薬剤料については、オセルタミビルリン酸塩カプセルの実際の投与量に相当する分（例えば、5日間でオセルタミビルとして合計262.5mg投与する場合は、オセルタミビルリン酸塩カプセル75mgの3.5カプセル分）を請求するものとする。

●全文については、本会Webサイト <https://www.hiroyaku.or.jp/> の新着情報（薬剤師のみなさまへ）2023年11月10日に掲載いたしましたので、ご参考ください。